



社長でも国の労災保険に加入することができます!

労災保険(労働者災害補償保険)は**労働者**の業務又は通勤による災害に対して保険給付を行う制度であり、原則として社長は労災保険の対象外ですが、「中小事業主等の労災保険特別加入制度」を利用することにより、**任意で労災保険に加入することができます。**

◆加入が認められる事業主の要件

- ① 労働者を常時使用する事業主
(通年雇用しない場合でも1年間に100日以上労働者を使用している場合には可)
- ② 労働保険事務処理を労働保険事務組合に委託している事業主

◆加入が認められる企業の規模

業種(日本標準産業分類による)	労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	50人以下
卸売業・サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

◆補償の対象となる範囲

- ・就業中の災害
(労働者の所定労働時間内または労働者の時間外労働休日労働に応じて就業する場合には限られます)
- ・通勤途上の災害

◆労災保険の特徴

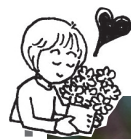
- ・労災指定医療機関等において**必要な治療が無料で受けられます。**
- ・休業4日目以降は休業補償(給付基礎日額の80%相当額)が受けられます。
- ・後遺障害が残った場合、障害の程度に応じて年金又は一時金が支給されます。
- ・死亡した場合、ご遺族に対し遺族の人数に応じて年金が支給されます。

● 補償の内容や保険料、加入に関するご相談は
労働保険事務組合 さくら経営労務協会 TEL(054-246-2448)まで

■ 編集後記 ■

毎年夏が暑くなっているようですが、今年の8月は特に暑かった気がしています。子供の頃、夏休みの絵日記に気温を書く時、30度を越す日は赤く書いていて、赤くした日はそんなに多くなかったと記憶していますが、今年は30度以下の日の方が少ないですよ。どうか皆様、暑さに負けないように残暑に気をつけてお過ごし下さいね。

編



「植物大好き」



アベリア【スイカズラ科】

和名は「花衝羽根空木(ツクバネウツギ)。公園の垣根や街路樹などによく使われている植物でとても好きな花でしたが、和名を知ったのは今回調べてみて初めてでした。アベリアは香りが良いのに強い花で、開花時期も初夏から秋までと長いことから色々な場所で育てられているようです。花言葉は「強運」。この花が咲いている公園を毎日散歩していますが、これを聞いてからなんだか花を見るたびに運が良くなっていく気がしてワクワクします。お花一つでも楽しい気持ちになれるのはありがたいですね。